

佐賀県告示第136号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準（昭和63年佐賀県告示第440号）の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から適用する。ただし、同日から令和2年6月30日までの徴収については、この告示による改正後の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準（以下「改正後の基準」という。）の規定による額が、この告示による改正前の児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則第3条第1項に規定する徴収金基準（以下「改正前の基準」という。）の規定による額を超える場合は、改正後の基準の規定にかかわらず、改正前の基準の規定によるものとする。

令和2年5月21日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後																	
措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。）単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等により、その世帯を表1（療育の給付を受けた児童の世帯は表3）の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。		措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦。以下同じ。）単位に、当該措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等により、その世帯を表1（療育の給付を受けた児童の世帯は表3）の税額等による階層区分に分け、当該階層区分に対応する施設種別ごとの徴収金基準月額に定める額とする。ただし、表2の規定による措置児童等に係る算定額が、表1で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。																	
<p>表1</p> <p>児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th>入所施設</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム				<p>表1</p> <p>児童入所施設徴収金基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準月額</th> </tr> <tr> <th>入所施設</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		税額等による階層区分	徴収金基準月額		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム			
税額等による階層区分	徴収金基準月額																		
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム																	
税額等による階層区分	徴収金基準月額																		
	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部、自立援助ホーム																	

改正前					改正後				
略					略				
C 1	当該年度分の市町村民税の課税世帯	均等割の額 のみの世帯	4,500	2,200	C	当該年度分の市町村民税課税世帯(A階層に属する世帯を除く。)であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)	4,500	2,200	
C 2	又はD階層に属する世帯を除く。)であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額 のある世帯	6,600	3,300					
D 1	前年分の所得税課税世帯	15,000円以下	9,000	4,500	D 1	当該年度分の市町村民税課税世帯	9,000円以下	6,600	3,300
D 2	(A階層又はB階層に属する世帯を除く。)	15,001円以上40,000円以下	13,500	6,700	D 2	(A階層及びC階層を除く。)	9,001円以上27,000円以下	9,000	4,500
D 3	であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,001円以上70,000円以下	18,700	9,300	D 3	であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	27,001円以上57,000円以下	13,500	6,700
D 4		70,001円以上183,000円以下	29,000	14,500	D 4		57,001円以上93,000円以下	18,700	9,300
D 5		183,001円以上403,000円	その月のその措置児童に係	20,600	D 5		93,001円以上177,300円	29,000	14,500

改正前					改正後					
			以下	る措置費の支弁額(以下「支弁額」という。)。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。				以下		
	D 6		403,001 円 以 上 703,000 円 以下	支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。		D 6	177,301 円 以 上 258,100 円 以下	その月のその措置児童に係る措置費の支弁額(以下「支弁額」という。)。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。	20,600
	D 7		703,001 円 以 上 1,078,000円 以下	支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。	支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。		D 7	258,101 円 以 上 348,100 円 以下	支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。
	D 8		1,078,001円	支弁額。ただ	支弁額。ただ		D 8	348,101 円	支弁額。ただ	支弁額。ただ

改正前					改正後						
			以上 <u>1,632,000円</u> 以下	し、その額が <u>85,000円</u> を超 えるときは、 <u>85,000円</u> とす る。	し、その額が <u>42,500円</u> を超 えるときは、 <u>42,500円</u> とす る。				以上 <u>456,100円</u> 以下	し、その額が <u>68,700円</u> を超 えるときは、 <u>68,700円</u> とす る。	し、その額が <u>34,300円</u> を超 えるときは、 <u>34,300円</u> とす る。
	D9		<u>1,632,001円</u> 以上 <u>2,303,000円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>102,900円</u> を 超えるとき は、 <u>102,900</u> <u>円</u> とする。	支弁額。ただ し、その額が <u>51,400円</u> を 超えるときは、 <u>51,400円</u> とす る。		D9		<u>456,101円</u> 以上 <u>583,200円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>85,000円</u> を 超えるときは、 <u>85,000円</u> とす る。	支弁額。ただ し、その額が <u>42,500円</u> を 超えるときは、 <u>42,500円</u> とす る。
	D10		<u>2,303,001円</u> 以上 <u>3,117,000円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>122,500円</u> を 超えるとき は、 <u>122,500</u> <u>円</u> とする。	支弁額。ただ し、その額が <u>61,200円</u> を 超えるときは、 <u>61,200円</u> とす る。		D10		<u>583,201円</u> 以上 <u>704,000円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>102,900円</u> を 超えるとき は、 <u>102,900</u> <u>円</u> とする。	支弁額。ただ し、その額が <u>51,400円</u> を 超えるときは、 <u>51,400円</u> とす る。
	D11		<u>3,117,001円</u> 以上 <u>4,173,000円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>143,800円</u> を 超えるとき は、 <u>143,800</u> <u>円</u> とする。	支弁額。ただ し、その額が <u>71,900円</u> を 超えるときは、 <u>71,900円</u> とす る。		D11		<u>704,001円</u> 以上 <u>852,000円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>122,500円</u> を 超えるとき は、 <u>122,500</u> <u>円</u> とする。	支弁額。ただ し、その額が <u>61,200円</u> を 超えるときは、 <u>61,200円</u> とす る。
	D12		<u>4,173,001円</u> 以上 <u>5,334,000円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>166,600円</u> を 超えるとき	支弁額。ただ し、その額が <u>83,300円</u> を 超えるときは、		D12		<u>852,001円</u> 以上 <u>1,044,000円</u> 以下	支弁額。ただ し、その額が <u>143,800円</u> を 超えるとき	支弁額。ただ し、その額が <u>71,900円</u> を 超えるときは、

改正前					改正後				
				は、 <u>166,600</u> 円とする。	<u>83,300</u> 円とする。			は、 <u>143,800</u> 円とする。	<u>71,900</u> 円とする。
D13		<u>5,334,001</u> 円以上 <u>6,674,000</u> 円以下	支弁額。ただし、その額が <u>191,200</u> 円を超えるときは、 <u>191,200</u> 円とする。	支弁額。ただし、その額が <u>95,600</u> 円を超えるときは、 <u>95,600</u> 円とする。	D13		<u>1,044,001</u> 円以上 <u>1,225,500</u> 円以下	支弁額。ただし、その額が <u>166,600</u> 円を超えるときは、 <u>166,600</u> 円とする。	支弁額。ただし、その額が <u>83,300</u> 円を超えるときは、 <u>83,300</u> 円とする。
D14		<u>6,674,001</u> 円以上	支弁額	支弁額	D14		<u>1,225,501</u> 円以上 <u>1,426,500</u> 円以下	支弁額。ただし、その額が <u>191,200</u> 円を超えるときは、 <u>191,200</u> 円とする。	支弁額。ただし、その額が <u>95,600</u> 円を超えるときは、 <u>95,600</u> 円とする。
					D15		<u>1,426,501</u> 円以上	支弁額	支弁額
備考 略					備考 略				